

長野県佐久市メガソーラー発電所（仮称）事業に係る計画段階環境配慮書に対する主な県関係機関意見

資料3

番号	項目名	ページ	意見内容	事業者見解
1	1-1 事業の名称	1	・仮称であるが、佐久市が計画している事業と誤解されかねないこと、既に佐久市茂田井に同名の発電施設があることなどから、適切な名称を検討すること。	・名称に付きましては、当初弊社での計画での仮の名称としております。ご指摘の通り同名の発電所が既にごございますので、方法書以降、名称の変更を行います。
2	1-5 事業の内容	4	・地下埋設で予定している送電線の接続について、接続ポイントとなる鉄塔の位置を図1.5-1計画地位置図（広域）に明示してもらいたい。	・ご指摘を踏まえ、方法書以降、計画を明示します。
3	1-5 事業の内容	13	・当該地は妙義荒船佐久高原国定公園に隣接している土地であるため、緑化にあたっては、環境省自然環境局が示している「自然公園における法面緑化指針について」（平成27年10月27日付け環自国発第1510271号）を参考とされたい。	・緑化計画の作成にあたり、参考とします。
4	4-2 地形・地質	161	表4.2-6 ・事業計画地は土石流危険溪流、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に該当している。これらの区域に該当することによる規制等はないものの、これらの区域への設置は土砂災害の発生を誘発・助長する危険性があることから、当該地を避けることが望ましい。	・土砂災害特別警戒区域（土石流）、土砂災害警戒区域（土石流）及びその周辺の改変を避けます。ただし、これらの区域については調整池造成工事とあわせて擁壁等を設置し、土砂災害防止工事を行うことも有りうると考えています。
5	5-1 総合評価	213	・「その他考慮事項」の経済性における、売電収入・工事費用・維持管理費について、現時点で可能な範囲で評価結果を示すこと。	・現時点では、工事費の算定等できていないため定性的な予測として以下が考えられます。 A案では、大規模な土地の改変を伴い、大部分の太陽光パネルを発電効率が良い角度で設置ができるため、発電量、売電収入が予定通り確保されます。ただし、計画地南東部の山体を改変し平坦にするため造成工事量が大きくなり、工事費用も大幅に増加します。一方、アレイはまとめて設置できること、地形を平坦にし管理時の移動がしやすくなることなどから維持管理費用は安く抑えることができます。 B案では、中央の沢を埋め平場を作りますが、南東部の山体を残すことで山体の北側のパネルで発電効率が下がることから、A案と比べると発電量が下がり、売電収入は下る可能性があります。一方、沢を埋める工事はA案よりは工事規模が小さく、工事費用は抑えられます。なお、アレイはほぼまとめて設置できること、地形を平坦にし管理時の移動がしやすくなることなどから維持管理費用はA案とそれほど変わらないと考えます。 C案は、南東部の山体や沢を埋めるなどの改変を行わず、太陽光パネルの角度は原地形なりとなるため、発電効率はA案と比べると下がる可能性があります。また、B案同様、南東側の山体の北側は発電効率が下がるほか、高標高の急斜面に設置するパネルも発電効率が下がることがみこまれることから、3案中最も発電量が下がり、売電収入が大幅に下る可能性があります。一方で、地形改変が殆どないことから、工事費用は3案中最も低く抑えられます。アレイは、分散型（クラスター型）となり、維持管理の移動時間が長くなる、作業の危険箇所が増えることなどから、維持管理費用はA案、B案と比較して増大すると考えます。
6	文化財		・当該事業は広範囲に及び、周知の埋蔵文化財包蔵地が複数存在しており、未周知の包蔵地が存在する可能性もあるため、事前に佐久市教育委員会へ埋蔵文化財の状況を照会し、必要に応じ保護協議を実施すること。	・指摘の点に、留意します。